

【卒業の認定に関する方針】

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

○本校ディプロマ・ポリシー (卒業に関する方針)

本校は学校教育法第82条の2の規定により、幼稚園教諭及び児童福祉法に基づく保育士の養成並びに介護福祉士法に基づく社会福祉の専門技術者の養成、健康体力づくり施策に寄与する健康運動実践指導者を養成する専修学校の教育を行うことを目的とする。卒業までに職業人として、基本的学習習慣の確立に加え接客・マナー等を修得し、ボランティア教育を卒業要件に入れている。ボランティア活動を理解させ、活動を通してリーダーシップやフォロワーシップを発揮できる人材育成を目指している。成績判定会議においては、試験の成績は勿論のこと人物評価を行い授業態度等を加味し進級、卒業の決定を行っている。

1. 学則第12条出席日数(1各授業科目の課程終了の認定は、原則としてその授業を終了した学期末試験及びその他適当な方法で判定した成績により、所定の単位を与える。2各授業科目の出席時間が指定時間数の3分の2(教育実習・保育実習・介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。)及び第13条の試験点(1成績の評価は、A(優)80点以上、B(良)70点以上、C(可)60点以上、D(不可)59点以下とし、C以上を合格とする。)の試験点(課題提出等含む)に達している学生は進級、卒業成績判定会議において公正公平なる判定を受け卒業予定者となる。(課題提出等含む)に達している学生は卒業成績判定会議において、公正公平なる判定を受け卒業予定者となる。
2. 1の卒業要件に加え学則第14条(1本校を卒業するためには、こども未来学科の学生は2年以上、こども教育学科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科の学生は2年以上在学し、別表第1、別表第2、別表3及び別表4に定めるところによりこども未来学科スポーツ保育士コース(2年制)は93単位、幼稚園教諭・保育士コース(3年制)は96単位、小学校/幼稚園教諭・保育士コース(4年制)は145単位、こども教育学科は180単位、介護ふくし学科は90単位、健康スポーツ学科は78単位以上を修得しなければならない。2本校にこども未来学科は2年以上、こども教育学科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科は2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、校長が卒業を認定する。3校長は、卒業を認定したに対して卒業証書を授与する。4本校のこども未来学科、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科を卒業した者は、専門士と称することができる。こども教育学科を卒業した者は、高度専門士と称することができる。5介護福祉士実務者研修を修了するためには、別表5に定めるところによる 時間を修得しなければならない。)の実習単位修得した者が卒業となる。